

環境省 同時発表

平成 27 年 3 月 24 日

## 「フロン排出抑制法」の施行に必要な事項を定めるための政令が 閣議決定されました

本日、平成 25 年の通常国会において成立した、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」を施行するため、施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました。

今回決定した政令により、フロン類使用製品の指定（エアコンディショナー、断熱材、ダストブロワー（ほこり飛ばし））、フロン排出抑制法の規制対象となった事業者に対する報告徴収、立入検査等に関する規定を整備しました。

施行期日は平成 27 年 4 月 1 日となります。

### 1. 政令改正について

平成 25 年の通常国会において、冷凍空調機器分野を中心に、高い温室効果を持つフロン類の排出量が急増しているため、①フロン類の製造輸入業者、フロン類使用製品の製造輸入業者に対して、フロン類の使用の合理化、②冷凍空調機器のユーザーに対してフロン類の管理の適正化を求める、等の規制措置を講じた、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。

本日、施行に必要な事項を定めるため、関連する政令が閣議決定されました。

### 2. 政令の概要

改正後の法律「フロン類の使用の合理化及び管理の適性化に関する法律（フロン排出抑制法）」の規制対象となる、フロン類使用製品の指定（エアコンディショナー、断熱材、ダストブロワー（ほこり飛ばし））、フロン排出抑制法の規制対象となった事業者に対する報告徴収、立入検査等に関する規定の整備をしました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室長 大木

担当者：柴田

電話：03-3501-1511（内線 3711）

03-3501-4724（直通）